教育大綱について

資料３

１　教育大綱の策定根拠

- □ 教育大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの
- □ 教育基本法第17条※に規定する政府が公表した計画を参酌して定めるもの
- □ 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定するもの
- □ 首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行するもの

⇒地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

※教育基本法第１７条
政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
第２項　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

２　教育大綱とその他計画の策定の流れ

三木市教育大綱

↓

三木市教育振興基本計画

↓

三木市教育の基本方針

市長が当市の取り組むべき教育施策について、その目標や施策の根本となる指針を定めたもの

教育大綱で定めた方針を受けて策定される、教育の振興のための施策や実践項目、目標を定めた計画

教育振興基本計画に基づき、当該年度に実施する施策や事業を示すもので、毎年度作成されるもの

資料４

第３期三木市教育大綱の策定に向けて

１　教育大綱の対象期間

令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。

※第２期の大綱は、令和２年度から令和６年度までの５年間としています。

２　教育大綱の基本理念

国の「第４期教育振興基本計画（R5～R9）」や兵庫県の「第４期ひょうご教育創造プラン（R6～R10）」を参酌するとともに、現在、三木市の抱える教育課題も踏まえ、三木市の教育のあるべき姿である基本理念を定めます。

国の第４期教育振興基本計画における基本的な方針
１　グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
２　誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
３　地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
４　教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
５　計画の実効性確保のための基盤整備・対話

第４期ひょうご教育創造プランにおける教育理念と基本方針
【基本理念】
　兵庫が育む　こころ豊かで自立する人づくり
【重点テーマ】
　「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成
【基本方針】
１　予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進
２　すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築
３　安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

３　教育大綱の基本目標

基本理念の実現に向け、取り組むべき基本方針を定めます。
※第２期の大綱では、２つの基本方針を設定しています。

教育大綱と教育振興基本計画の期間

資料5

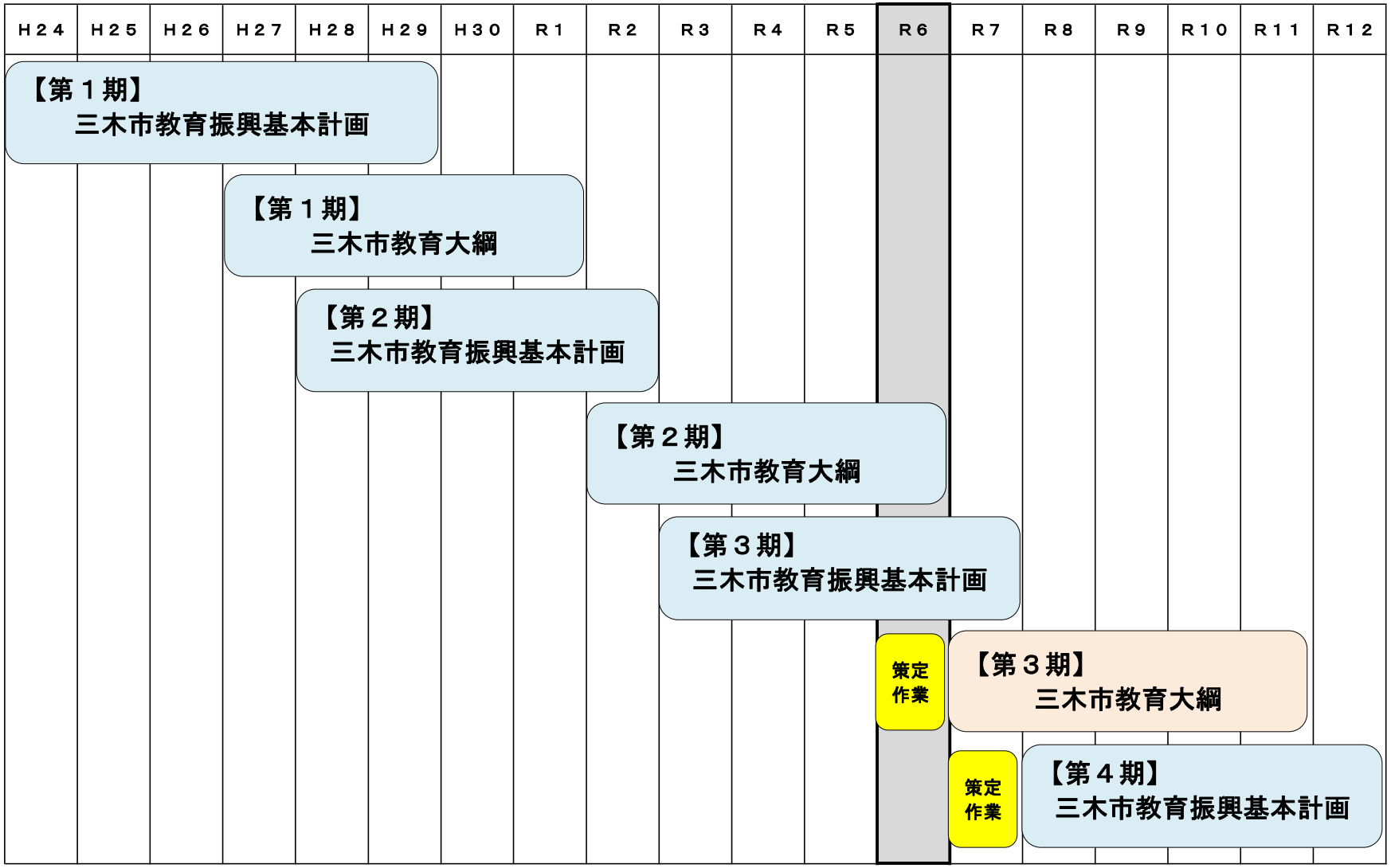

資料６

第２期三木市教育大綱

令和２年３月

三木市
MIKI CITY

第２期三木市教育大綱の策定に当たって

本市では、平成２７年４月に「三木市教育大綱」を策定し、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念として、考える力や基礎学力の定着をはじめ、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を育成する教育の推進を図ってまいりました。

この間、本市の人口は２千人減少し、地域の担い手不足をはじめとする少子高齢化が深刻さを増す一方、社会においては、第４次産業革命といわれるグローバル化の進展とともに、さまざまな分野でＡＩやＩｏＴが導入されるなど、超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

このような変化の激しい時代にあっても「家庭の事情や地域の差なく、すべての子どもたちが、ふるさと三木を愛し、等しく夢に向かって頑張ることができる」そのような教育の環境を整備することが、行政に課された最大の使命であると確信しています。

また、人生１００年時代にあって、市民の誰もが持続可能な社会の担い手として、生涯を通じて活躍できるとともに、活力ある地域社会を維持しながら、安心して暮らすことができる「ふるさと三木」の未来づくり、人づくりを進めます。

このような思いから、このたびの教育大綱では、「豊かな学びで未来を拓く」を基本理念に掲げ、本市の豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、新たな創造を興す「未来を生き抜く」人材の育成を進めてまいります。

令和２年３月

三木市長　仲田一彦

Ⅰ　教育大綱の趣旨

この教育大綱は、三木市総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置）において、市長が教育委員会と協議、調整をして策定したものです。

この大綱では、三木市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示しています。

Ⅱ　教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

具体的な施策を推進するに当たっては、教育関係機関がそれぞれの役割を果たし、家庭や地域、市民が連携、協働して、三木市全体で基本理念の実現に向けて取り組みます。

Ⅲ　教育大綱の基本理念

「豊かな学びで未来を拓く」

これからの時代は、進行する少子高齢化やグローバル化などにより、変化が激しく、これまでに無かったような課題に直面することが予想されています。そのような時代においても、社会の変化に主体的に向き合い、多様な価値観の中から新たな価値を見出し、未来を切り拓いていく力が求められています。

このことから、生涯にわたる豊かな学びを通じて、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざし、「豊かな学びで未来を拓く」をこの大綱の基本理念とします。

Ⅳ　教育大綱の基本方針

Ⅰ　「未来を創る教育」を進めます

「未来を創るのは子どもたちである。子どもたちを創るのは教育である。つまり、教育は未来を創る。」という考えに基づき、子どもたちの教育を進めます。

(Ⅰ) 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

ア　確かな学力の育成

○　身に付けた知識を知恵に変え、自分の夢や希望を実現できるよう、「知識・技能」を習得させ、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力」を育み、「学びに向かう力」を育てます。

○　グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力を育てます。

○　高度情報化社会を見据え、ＩＣＴ機器を活用した学習活動を充実し、情報活用能力や論理的な思考力を育てます。

イ　豊かな心の育成

○　全教育活動を通じて、自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進します。

○　人としてのあり方や生き方を学び、よりよく生きるための道徳性を養います。

○　国籍や民族などの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

○　三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を推進します。

○　豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。

○　災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

ウ　健やかな体の育成

○　健康で安全な生活を送るため、体力や運動能力を向上し、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。

○　食に関する正しい知識と健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

○　「人生 100 年時代」を迎え、健康への意識を高め、自ら健康の保持増進に努めることができるよう、健康教育を充実します。

○　危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。

エ　特別支援教育の推進

○　一人一人の個性や特性に応じた学びを提供できるよう、特別支援教育を充実します。

○　共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合う教育を推進します。

オ　キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

○　望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けさせ、自立した生活を営む上で必要となる力を育成します。

○　自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くことの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

カ　就学前教育・保育の充実

○　乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達や教育・保育ニーズに合わせて、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進します。

○　子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期の教育と小学校教育との連携を深めます。

(2)　子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

ア　教育環境の整備と充実

○　すべての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。

○　子どもたちが安全で快適な学校･園での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。

○　特別な支援を要する子どもたちに、切れ目のない適切な支援を行います。

○　小・中学校の学校再編を進め、子どもたちの教育にとって適正な児童・生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

○　就学前教育・保育の一体化を進め、「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」のもとに、幼児期における豊かな育ちを提供できる環境を整備します。

イ　学校、家庭、地域が連携した教育の推進

○　学校、家庭、地域が連携、協働した「地域とともにある学校園づくり」を進め、子どもたちを地域全体で育てます。

○　親子で共に成長できる学びの機会を提供し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向け、家庭教育の重要性について啓発するなど、家庭の教育力を向上させます。

ウ　教職員の資質・能力の向上

○　自ら学び続ける保育者及び教職員を支援するため、専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、資質・能力を高めます。

○　教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

○　保育者及び教職員が働きやすい職場環境を整備します。

エ　学校園の組織力の強化

○　子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園の組織力を強化します。

2　「生涯にわたる学び」を支えます

「人生100年時代」を迎え、すべての市民が、自らの生きがいの実現に向けて、生き生きと学ぶ「生涯にわたる学びを支えるまち」を推進します。

(1) 豊かな人生を応援します

ア　人権教育の推進

○　「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開します。地域の多様な人材や資源をいかして、市民が主体となって、人権課題を解決できる教育を進めます。

イ　よりよく生きるための学びの充実

○　公民館や図書館等の社会教育施設において、ライフステージに合わせた多様な学びを提供します。

○　学んだ知識や経験をいかして活動できる環境を整備するなど、生きがいに繋がる学びを支援します。

○　互いに高め合う地域社会を実現するため、まちづくりのリーダーを育成するとともに、地域の課題を住民が自ら解決する活動を支援します。

(2) 文化・スポーツの振興に努めます

ア　市民文化の高揚

○　市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

イ　文化遺産の活用

○　地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産をいかした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。

○　文化遺産を維持、活用する担い手を育成するとともに、地域の魅力を発信します。

ウ　スポーツ環境づくりの推進

○　健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を整備します。

○　三木の地域性をいかしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることで、スポーツの振興と充実を図ります。

〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市総合政策部企画政策課

資料７

持続可能な
社会の創り手の
育成

第４期
令和5年度～令和9年度

教育振興基本計画

令和5年6月16日　閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上

文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）
第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

- 将来の予測が困難な、VUCA※の時代
- 少子化、人口減少、高齢化
- 地球規模課題
- 低い労働生産性、学ばない社会人
- 国や社会に対する意識の低下

等

※「Volatility：変動性」、「Uncertainty：不確実性」、「Complexity：複雑性」、「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！

2つのコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- **身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。**
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。**

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

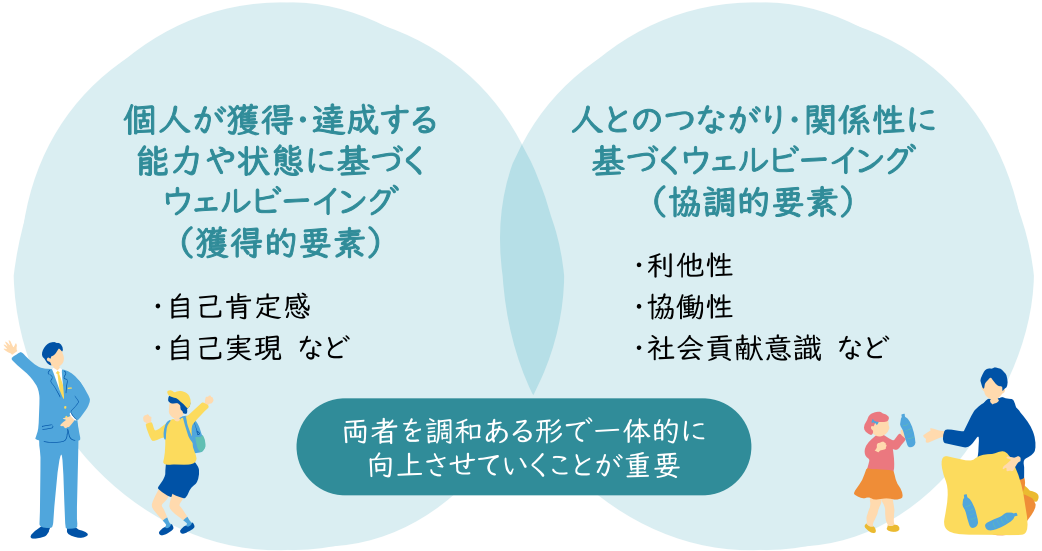

教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

教育に関連するウェルビーイングの要素

- 自己肯定感
- 心身の健康
- 幸福感
  - 現在と将来
  - 自分と周りの他者
- 協働性
- 社会貢献意識
- 学校や地域でのつながり
- 自己実現
  - 達成感
  - キャリア意識 等
- 安全安心な環境
- 多様性への理解
- 利他性
- サポートを受けられる環境

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

各要素を育む教育活動の例

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
- きめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
- 特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
- 社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
- 地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
- 道徳教育、体験活動、学校保健の推進
- 学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
- 海外留学推進、外国人留学生受入れ
- 地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。

ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!

5つの基本的な方針

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 学修者本位の教育の推進
- キャリア教育・職業教育の充実

指標
- 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加 【新規】

目標2 豊かな心の育成

基本施策
- いじめ等への対応、人権教育の推進
- 体験活動・交流活動の充実

指標
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加 【新規】
- 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加 【新規】

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策
- 学校保健、学校給食・食育の充実
- 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標
- 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標4 グローバル社会における人材育成

基本施策
- 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化
- 外国語教育の充実

指標
- 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す 【新規】

目標5 イノベーションを担う人材育成

基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加 【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加 【新規】

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加 【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加 【新規】

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加 【新規】

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加 【新規】

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加 【新規】

目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成

基本施策

- 1人1台端末の活用
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 校務DXの推進
- デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加 【新規】
- ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加 【新規】
- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加 【新規】

目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

基本施策

- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ICT環境の充実
- 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- 教師の在校等時間の短縮 【新規】
- 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

基本施策

- 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加 【新規】

目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加 【新規】
- 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加 【新規】

目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

基本施策

- 学校施設の整備
- 私立学校の教育研究基盤の整備
- 学校安全の推進

指標

- 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上 【新規】
- 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

基本施策

- 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善 【新規】

教育DX解説動画はこちらからチェック！

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

- **教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方**
  - ・教育政策のPDCAサイクルの推進
  - ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成
- **教育投資の在り方**
  - ・「未来への投資」としての教育投資の意義
  - ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
  - ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
  - ・国民の理解醸成及び寄附等の促進

策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- **構造的、立体的な計画づくり**
- **教育段階の横断性、連続性**
  ⇒幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- **子供・若者を含む、様々な関係者との対話**
  ⇒一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- **政策の評価、分析、見直し**
  ⇒定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- **計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施**
  ⇒実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手に取ってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

第4期ひょうご教育創造プラン【概要】

資料8

第3期プランにおける進捗の総括

第3期の計画期間中、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、学校教育も様々な影響を受けたが、重点テーマである「『未来への道を切り拓く力』の育成」に向け、可能な限りの創意工夫を行いながら、学校・家庭・地域が連携した取組を進めてきた結果、令和4年度においては、40指標は目標値の90%以上を達成することができた。一方、目標値を下回った（70%未満）指標は6指標であり、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を制限されたことが大きな要因である。人と人との繋がりの大切さの重要性を認識し、社会全体で子どもの成長を支える取組の充実が欠かせない。

第3期プラン計画期間中における変化等

〇新型コロナウイルス感染症拡大による影響

人と人との対面でのコミュニケーションの減少、体験的な活動の減少、国際交流の停滞、地域活動等地域との繋がりの減少、不登校児童生徒の増加　等

〇社会情勢・教育をめぐる変化

グローバル化の進展・国際情勢の不安定化、令和の日本型学校教育の構築、こども基本法の成立、多様性と包摂性のある共生社会の実現、Society5.0社会の構築　等

国の第4期教育振興基本計画における2つのコンセプトと5つの基本方針

〇計画のコンセプト

・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

〇教育政策に関する基本的な方針

・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

第4期ひょうご教育創造プランの基本理念

（1）兵庫が大切にしてきた教育

本県の教育は、いつの時代にあっても教育の根底にある、個人の尊厳を尊重し、豊かな人間性や創造性を育む「こころの豊かさ」の育成を基調に、子どもたちの豊かな人間関係の構築、学校と家庭のみならず、地域社会が一体となって子どもたちの成長を支えていくことを重んじてきた。

その上で、兵庫型「体験教育」等の展開による「思いやりの心」「ふるさとを愛し誇りをもつ心」の醸成、震災の経験と教訓を活かした「共生の心」「生きる力」を育む「兵庫の防災教育」の推進、一人一人の個性や創造性を伸ばす教育や「社会に開かれた教育課程」の実現を図るなど、様々に変化する社会情勢の中にあっても、不易としての教育を堅持しながら未来を担う人材の育成という使命に応える努力を積み重ねてきた。

今後とも、変化の激しい時代だからこそ、これまで兵庫の教育が大切にしてきたものの意義を、改めて社会全体で共有し、その上で新しい時代の教育を切り拓いていくことが求められる。

（2）新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による3年以上に及ぶ社会経済活動や教育活動への制限は、体験活動の機会や地域とのつながりを減少させ、不登校の子どもたちが増加するなど、子どもたちに広範かつ多面的な影響を与えた。これらに加え、自己肯定感や当事者意識の低さ等、従来認識されながら解決に至らなかった様々な課題も、これを機に改めて指摘されている。

一方、こうした状況の中で、学校は学習機会や学力の保障のみならず、人と安心・安全につながることができる居場所として、身体的・精神的な健康を支えるという役割も担っていることや、全人的な発達・成長を保障する役割として、教職員と子どもたちが教室に集い、関わり合いながら成長することの価値や意義等について、再認識する機会となった。

新型コロナウイルス感染症の拡大が子どもたちに与えた影響は今後も継続していくことが懸念され、更に顕在化してくる課題もあると考えられる。これまで以上に学校種間、学校・家庭・地域、そして社会全体で連携・協働し、子どもたちの成長を見守り支えていくことが求められる。

（3）2020 年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

急激に変化する時代の中で、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

これまで本県が大切にしてきた教育を継承しつつ、新しい時代を見据えて更なる発展・振興を図り、知・徳・体を一体的に育みながら「令和の日本型学校教育」の実現に向けた必要な取組を果敢に進めていくことが求められる。

第4期プラン 基本理念：兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり
重点テーマ：「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成

〇 第3期プランでは、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざし、「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり」を基本理念とし、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマとして、様々な取組を展開してきた。

〇 今後の教育には、社会情勢の激しい変化が続く中、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り拓く力をどう涵養していくかという視点とともに、ウェルビーイングの向上や持続可能な社会の実現という視点が重要である。そのためにも、自ら「在りたい自分」や「在りたい社会」を描き、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながらその実現に向けた課題を発見・解決し、新たな価値を「創造」していく力を育むことが求められる。

〇 また、多様な人々が共に暮らす社会において、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し相互に育ち合いながら、これまで兵庫が大切にしてきた「絆」を深めて、子どもたちの成長を支え、誰一人取り残されないよう、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる環境を構築していくことが重要である。

〇 更に、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって、意欲をもって知識と知恵をアップデートし続け、スキルを身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められる。

〇 これらを踏まえ、第4期においては、本県教育の基本理念としてきた「兵庫が育む こころ豊かで自立する人づくり 」を基本としながら、第3期重点テーマ「『未来への道を切り拓く力』の育成」を継承しつつ、更なる本県教育の振興を図るため、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」を重点テーマとして取り組むこととしたい。

理念・重点テーマの実現に向けた3つの方針	基本方針1 **予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進**	基本方針2 **すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築**	基本方針3 **安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実**
	「不易」をしっかり守りつつ、「流行」として、社会の変化に対応し、主体的に考え行動して、未来に向けて新たな価値を創造する力を育む。	自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重するとともに、学校・家庭・地域等が連携・協働し社会全体で子どもの成長を支える。	子どもたちの豊かな学びを実現するための教育環境の整備・充実を図る。

実現に向け、基本的方向性⇒施策を展開

第4期ひょうご教育創造プラン【概要】

学習指導要領や生徒指導提要等は、一人一人の子どもを主語にする学校教育の実現をめざし改訂がなされたことも踏まえ、第4期の実施に当たっては、子どもたち自身が必要な資質・能力等を身に付けていけるよう、学校、家庭、地域、行政等、社会全体が支えていくという視点を改めて重視し、取り組んでいくことが重要である。

基本方針1
予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

基本的方向	施　策
(1)「確かな学力」の育成	①新しい時代に求められる資質・能力の育成 ②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ③情報活用能力（情報モラルを含む）の育成 ④伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化 ⑤新たな価値を創造する教育の充実 ⑥魅力と活力ある高校づくりの推進
(2)「豊かな心」の育成	①兵庫型「体験教育」の推進 ②ふるさと意識を醸成する教育の推進 ③道徳教育の推進 ④人権教育の推進 ⑤いじめへの対応 ⑥不登校への対応 ⑦読書活動の充実
(3)「健やかな体」の育成	①健康教育・食育の推進 ②体力・運動能力の向上 ③部活動改革の推進
(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	①兵庫型「キャリア教育」の推進 ②社会的資質・能力の発達の支援 ③主体的に社会の形成に参画する態度等の育成
(5) 特別支援教育の推進	①連続性のある多様な学びの場における教育の充実 ②連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実
(6) 幼児期の教育の充実	①幼児期における教育の質の向上 ②幼保小の協働による架け橋期の教育の充実
(7) 高等教育（大学）の推進	①グローバル社会で活躍できる人材の育成 ②地域のニーズに応える専門人材の育成 ③高度な専門性を有する人材の育成
(8) 私学教育の振興	①私立幼稚園・小学校・中学校・高校の教育への支援 ②私立専修学校・各種学校の教育への支援
(9) 人生100年を通じた学びの推進	①生涯学習・社会教育の振興 ②社会教育施設の充実 ③文化芸術の振興と文化財の保存・活用 ④「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

基本方針2
すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

基本的方向	施　策
(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	①特別支援教育の推進（再掲） ②不登校児童生徒への支援（再掲） ③多様な教育ニーズへの対応 ④男女共同参画の視点に立った教育の推進
(2) 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	①家庭の教育力の向上 ②地域の教育力の向上
(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進	①子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進 ②働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進
(4) 関係機関等との連携の強化	①関係機関等との連携の強化 ②教育データ利活用に関する研究
(5) 子どもたちの安心・安全の確保	①安全教育の推進 ②「兵庫の防災教育」の推進 ③学校の危機管理体制の向上

基本方針3
安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

基本的方向	施　策
(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	①1人1台端末の活用推進 ②情報活用能力（情報モラルを含む）の育成（再掲） ③教員のICT活用指導力の向上 ④校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実 ⑤教育データ利活用に関する研究（再掲）
(2) 修学環境の整備・充実	①安心・安全な教育環境整備の推進 ②教育費負担の軽減に向けた経済的支援
(3) 教職員の資質・能力の向上	①質の高い人材の確保、資質・能力の向上 ②意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実
(4) 学校の組織力の向上	①働きがいのある学校づくりの推進 ②教職員の健康管理 ③管理職の確保・育成

第4期ひょうご教育創造プラン（概要）（第3部 6 基本方針）

基本方針１ 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

（１）「確かな学力」の育成

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた授業改善等学びの充実に取り組むとともに、グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、社会課題の発見・解決や持続的な社会の発展・創造に向け、新たな価値を創造し、既存の様々な枠を越えて活躍できる人材の育成を図るため、以下の事項に取り組む。

①新しい時代に求められる資質・能力の育成
⇒「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、言語能力・情報活用能力・問題発見解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成 等

②「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
⇒１人１台端末の最大限の活用、きめ細かな指導体制の充実、実践的な研修、地域人材の活用 等

③情報活用能力（情報モラルを含む）の育成
⇒問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力の育成、情報モラル教育の充実 等

④伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化
⇒国際交流や海外留学の促進、グローバル・リーダーやグローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成 等

⑤新たな価値を創造する教育の充実
⇒教科等横断的な学習や探究学習の充実、兵庫型「STEAM教育」やSSH等の推進 等

⑥魅力と活力ある高校づくりの推進
⇒探究を軸とした普通科新学科の設置、発展的統合等による魅力と活力ある学校づくり 等

（２）「豊かな心」の育成

複雑化・多様化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくため、公共の精神、郷土の自然や伝統・文化の尊重、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気付く力、援助希求的態度等を育み、豊かな人間性を育成することが重要であるため、以下の事項に取り組む。

①兵庫型「体験教育」の推進
⇒実施内容や在り方等について不断に工夫改善（自然学校、トライやる・ウィーク等）等

②ふるさと意識を醸成する教育の推進
⇒地域の文化行事や伝統行事、ボランティア活動等への主体的な参加 等

③道徳教育の推進
⇒兵庫版道徳教育副読本の活用、研修の実施 等

④人権教育の推進
⇒人権教育資料や人権啓発資料の活用、研修の実施 等

⑤いじめへの対応
⇒未然防止・早期発見・早期対応、「心の危機に気付く力」「相談する力」の育成 等

⑥不登校への対応
⇒全県一丸となった不登校対策の実施、「不登校対策支援プラン」の実践・検証・改善、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする取組の推進 等

⑦読書活動の充実
⇒学校図書館を活用した学習活動の充実、学校・家庭・地域との連携による読書活動の推進 等

（３）「健やかな体」の育成

子どもたちが生涯を通じて、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成し、スポーツに継続して親しむ機会を確保できるよう、以下の事項に取り組む。

①健康教育・食育の推進
⇒健康を保持増進する力や態度の育成、地場産物の活用 等

②体力・運動能力の向上
⇒「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の課題検証、特色ある優れた取組の実践 等

③部活動改革の推進
⇒部活動の地域移行に向けた実証事業、合同部活動・部活動指導員派遣による地域連携等の実施 等

（4）社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

子どもたち一人一人が自己実現を果たし、社会において充実して生きられるよう、自己のみではなく、主体的に他者と協力・協働することの重要性も認識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養うため、以下の事項に取り組む。

①兵庫型「キャリア教育」の推進
⇒兵庫版「キャリア・パスポート」及びキャリアノートの小・中・高一 貫した活用 等

②社会的資質・能力の発達の支援
⇒改訂生徒指導提要を踏まえた取組の推進（発達指示的生徒指導等）等

③主体的に社会の形成に参画する態度等の育成
⇒課題解決学習、主権者教育、政治的教養の教育、消費者教育、金融教育、起業家教育 等

（5）特別支援教育の推進

障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層推進するため、「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、以下の事項に取り組む。

①連続性のある多様な学びの場における教育の充実
⇒すべての教職員を対象に学習上・生活上の支援の工夫や合理的配慮の提供に関する研修等の充実 等

②連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実
⇒学校・家庭と、放課後等デイサービス事業所等の福祉との一層の連携 等

（6）幼児期の教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。また、気づく力、やりぬく力、人と関わる力等の非認知能力等を身に付ける上でも重要である。そのため、幼児の発達の特性や個々の課題に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体等、子どもに関わるすべての関係者が連携・協働し、以下の事項に取り組む。

①幼児期における教育の質の向上
⇒「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫 等

②幼保小の協働による架け橋期の教育の充実
⇒接続期のカリキュラムの普及及び改善・充実 等

（7）高等教育（大学）の推進

予測困難な時代にあって、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観や文化的背景をもつ人材が協働して、地域の発展はもとより、社会が直面する課題の解決に貢献する教育を行い、社会と世界に貢献していく大学となれるよう、県立大学においては、以下の事項に取り組む。

①グローバル社会で活躍できる人材の育成
⇒海外留学、海外からの留学生や研究者の受入推進 等

②地域のニーズに応える専門人材の育成
⇒地域の特色をいかした連携教育の推進、高度なリカレント教育の充実 等

③高度な専門性を有する人材の育成
⇒学部、大学院の改革の推進、魅力ある教育研究の展開 等

（8）私学教育の振興

建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を展開し、公教育の一翼を担う私立学校は、本県の教育において重要な役割を果たしており、個性豊かで魅力ある学校づくりが期待されている。

加えて、専修学校・各種学校は、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関であるとともに、地域人材の育成、リカレント教育にも貢献していることから、以下の事項に取り組む。

①私立幼稚園・小学校・中学校・高校の教育への支援
⇒教育環境の維持・向上、修学支援等を通じた生徒の就学機会の確保 等

②私立専修学校・各種学校の教育への支援
⇒教育環境の維持・向上、修学支援等を通じた生徒の就学機会の確保 等

（9）人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代においては、県民誰もが、生涯にわたって学び続けられる機会の確保とともに、意欲をもって知識と知恵をアップデートし続け、スキルを身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められている。

加えて、県立美術館・博物館等の社会教育施設の活動等を充実させるとともに、生涯を通じた文化芸術活動の充実や文化財の適切な保存・活用、人生を健康にいきいきと過ごすための運動・スポーツを推進すべく、以下の事項に取り組む。

①生涯学習・社会教育の振興
⇒生涯学習の機会と場の充実、社会教育を担う人材の養成 等

②社会教育施設の充実
⇒展示や各種講座等の充実、調査研究の推進、学びのプログラムの提供 等

③文化芸術の振興と文化財の保存・活用
⇒「芸術文化振興ビジョン」に基づく取組の推進、文化財に触れる機会の充実 等

④「する・みる・ささえる」スポーツへの参画
⇒「兵庫県スポーツ推進計画」に基づく取組の推進 等

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

（1）多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、社会的包摂の観点から「個別最適な学び」の機会を確保するとともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会を確保することが重要である。

加えて、一人一人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、主体的に進路や職業等を選択する能力・態度等を身に付けられるよう、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現が重要である。

これらの実現には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭や、いわゆる「同調圧力」から脱却することが不可欠であり、それは学校のみならず社会全体で重視していくべきことに留意しつつ、以下の事項に取り組む。

①特別支援教育の推進（再掲） ②不登校児童生徒への支援（再掲）

③多様な教育ニーズへの対応
⇒「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、教育相談体制の充実 等

④男女共同参画の視点に立った教育の推進
⇒男女の平等や相互の理解の重要性等についての指導の推進、教職員の研修の実施 等

（2）学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のためには、学校・家庭・地域が連携・協働することが重要である。

その際、家庭教育は、すべての教育の出発点であることを再認識し、その上で、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決する視点が重要である。

加えて、地域の教育力を高めていく上では、地域住民が共に学び、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している社会教育の役割の重要性や、子どもたちが地域活動へ参画するなど、若い世代の参画の重要性を再認識した上で、以下の事項に取り組む。

①家庭の教育力の向上
⇒家庭教育の重要性についての啓発、家庭教育の支援 等

②地域の教育力の向上
⇒「コミュニティ・スクール」「地域学校協働活動」の一体的な実施 等

（3）子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は、子どもたちの学びを支え、自己肯定感を育む上で重要である。また、一人一人が子どもたちの成長に関わる教育の当事者であるという意識をもち、社会総掛かりでの教育を実現するため、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進や、賛同する活動への寄附も含め、様々な形で貢献したいと思うような機運を醸成していくことが重要である。

加えて、地域の大人たちや企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・家庭・地域の取組に保護者が積極的に参画することができるという観点からも、社会全体で働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進すべく、以下の事項に取り組む。

①子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進
⇒多様な担い手の協働・参画、「教育推進月間」の発信強化・活用の推進 等

②働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進
⇒教育に関わりやすくする観点からリモートワークやテレワークの活用、ワークライフバランス・ライフ・バランスの推進 等

（4）関係機関等との連携の強化

いじめ、不登校、障害、児童虐待、性犯罪・性暴力 、ヤングケアラー 、貧困等、子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化している中、誰一人取り残されない支援や教育環境を提供していくことは不可欠である。加えて、教育データを効果的に利活用することで、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待されることも踏まえ、以下の事項に取り組む。

①関係機関等との連携の強化
⇒教育相談体制の充実、学校と関係機関が相互に協力・補完 等

②教育データ利活用に関する研究
⇒取組事例の収集や課題の整理、利活用の具体的な方策等についての研究 等

（5）子どもたちの安心・安全の確保

学校のみならず、保護者や地域、関係機関とも連携・協働しつつ、子どもたちが日常において、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、主体的に判断して行動する力や共生の心を育成するとともに、新たな感染症の流行や災害等、不測の事態が生じた際の子どもたちの学びの保障に取り組むため、以下の事項に取り組む。

①安全教育の推進
⇒取組事例の普及や研修の実施、アドバイザーの派遣 等

②「兵庫の防災教育」の推進
⇒研修等による教職員の対応力の向上、防災教育副読本「明日に生きる」の活用・改訂 等

③学校の危機管理体制の向上
⇒危機管理マニュアル 等の継続的な見直し、非常時における端末の持ち帰り学習の準備 等

基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

（1）教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進

ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代を生きていくためには、時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育んでいくことが不可欠である。

そのためには、学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要である。

また、教育データを効果的に利活用することで、そのような学びの実現や、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待されることも踏まえ、以下の事項に取り組む。

①1人1台端末の活用
⇒1人1台端末の活用の「日常化」、BYODの積極的な活用 等

②情報活用能力（情報モラルを含む）の育成（再掲）

③教員のICT活用指導力の向上
⇒研修機会の拡大と内容の充実、取組事例の普及 等

④校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実
⇒通信環境の強化など、ICTを最大限活用できる環境の整備推進 等

⑤教育データ利活用に関する研究（再掲）

（2）修学環境の整備・充実

子どもたちの安心・安全を確保しつつ、質の高い学びや快適な学校生活を送る環境を実現するとともに、すべての子どもたちが未来に希望をもち、家庭の経済事情によって「学び」が止まることがないよう、以下の事項に取り組む。

①安全・安心な教育環境整備の推進
⇒長寿命化改修等の実施、選択教室や避難所指定体育館の空調整備、授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備 等

②教育費負担の軽減に向けた経済的支援
⇒就学支援金等の支給、奨学金等の貸与 等

（3）教職員の資質・能力の向上

教育現場は、日々子どもたちに向き合う教職員の熱意と努力に支えられている。教職員を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「教育は人なり」のもと、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成し、子どもたちに「在りたい未来」を創造していく力を育むことができるよう、以下の事項に取り組む。

①質の高い人材の確保、資質・能力の向上
⇒教員の魅力発信、採用試験の工夫・改善、幅広い人材発掘 等

②意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実
⇒きめ細やかな指導や専門性の高い教科指導、「チーム学校」の推進 等

（4）学校の組織力の向上

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応していくためには、教職員が心身ともに健康で能力を発揮できる環境整備が重要である。校長等のマネジメントのもと、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図るとともに、子どもたちに必要な資質・ 能力を育むことができるよう、以下の事項に取り組む。

①働きがいのある学校づくりの推進
⇒「チーム学校」の推進、業務の適正化、業務負担の軽減 等

②教職員の健康管理、
⇒相談事業・研修・職場復帰支援等の実施、ワーク・ライフ・バランスの推進 等

③管理職の確保・育成
⇒体系的・実践的な研修の実施、主幹教諭の計画的な配置 等